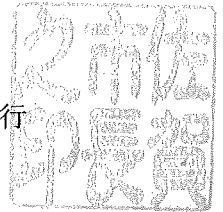


諮 問 書

佐市健第348号
令和元年6月24日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

1 諮問事項

健康づくり課が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

健康づくり課職員の安全運転意識の向上、及び事故発生時の適切な事故処理及び事故防止を図るため、公用車にドライブレコーダーを設置し、情報の収集及び外部提供を行うため。

3 所管課

保健福祉部健康づくり課

4 設置時期

- ・健康づくり課所有の車両（3台）については、取り外し可能なドライブレコーダーを次年度以降に順次設置する。
- ・リース車両については、リースアップに際した車両入替時に、ドライブレコーダー搭載車を新規契約する。（令和元年7月～）。

5 ドライブレコーダーの概要

(1) 設置場所

健康づくり課で管理している公用車（13台）のフロントガラスに、前方を向けて設置する。

(2) 記録する情報及び保存方法

- ・公用車運転中の前方を中心とした映像情報と車内を中心とした音声情報を記録する。

- ・記録した映像情報及び音声情報（以下、「記録データ」という。）は、公用車内に設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・保存する記録データがメモリーカード容量の上限に達したときは、古い記録データに新しいデータを順次上書きする。

(3) 記録データの取扱い

- ・記録データは、ドライブレコーダー運用基準に基づき、管理責任者及び管理責任者から記録データ取扱いの許可を受けた者のみが行うことができる。
- ・記録データを取り扱うことができるパソコンは管理責任者が指定したパソコンに限定する。
- ・記録データを複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。
- ・ドライブレコーダーは、メモリーカードを装着したままとし、車両の運用時間外は車両のドアを開かない状態にする。
- ・視聴等のためにメモリーカードを車外に持ち出した場合は、健康づくり課内の施錠可能なキャビネット等に保管する。

6 記録データの閲覧及び外部提供等

記録データの閲覧及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例及びドライブレコーダー運用基準に基づき取り扱う。

具体的には、法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合や、事故等の状況把握や原因分析及び究明のために事故等の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等を含む。）と佐賀市の双方で記録データを閲覧・確認する場合、又は佐賀市が加入している自動車保険会社の担当者等へ記録データを提供する場合等が考えられる。

ドライブレコーダー運用基準

(目的)

第1条 この基準は、健康づくり課が管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）により記録された映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理、事故防止等に資するものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車の前方向の映像情報及び車内の音声情報を記録する装置をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、健康づくり課が管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。

2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。

(ドライブレコーダーの運用時間)

第4条 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車の運用時間とする。

(管理責任者)

第5条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、健康づくり課長とする。

3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第6条 取扱者は、健康企画係長及び公用車業務担当者とする。

2 取扱者は、この基準を順守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第7条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条及び第9条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。
- 3 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責任者が指定する。
- 4 解析用パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみ行うことができる。
- 5 記録データは記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

（記録データの視聴）

第8条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に視聴を認めるものとする。

- （1）市関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等をいう。以下同じ。）が、公用車による交通事故等の状況把握や原因分析及び究明（以下「公用車事故の状況把握等」という。）のために記録データを視聴する場合
- （2）市関係者と事故の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等を含む。）が、公用車事故の状況把握等を行う場合

（記録データの外部提供）

第9条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に該当するときに限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項第5号の規定による審査会の意見を聴いたものとして取扱う。

- （1）公用車事故の状況把握等を行うために、本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等に記録データを提供する場合
 - （2）本市の公用車が関与しない交通事故等における状況把握等のための記録データ提供の申し出に対し、特に必要があると管理責任者が認める場合
- 2 前項の規定により、外部提供等を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

（委任）

第10条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から実施する。